

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第2号

大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市立図書館条例施行規則（昭和31年大和市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「場合の」の次に「点数は、1回につき10点（貸出しを受ける際、現に貸出しを受けている図書館資料がある場合は、その点数も含む。）以内とし、」を加える。

第15条中「教育長」を「教育委員会」に改める。

附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。